

p 288 「一問一答」

1. 医薬品副作用被害救済制度は、国の社会的責任に基づく公的制度として運営されている。
2. 医薬品副作用被害救済制度では、給付費の2分の1相当額は国庫補助により賄われている。
3. 医薬品副作用被害救済制度による給付の種類としては、医療費、医療手当、障害年金、障害児養育年金、(遺族年金)、遺族一時金及び葬祭料がある。
4. 医薬品副作用被害救済制度では、障害年金と障害児養育年金には請求の期限がない。
5. 人体に直接使用される殺菌消毒薬による副作用は、医薬品副作用被害救済制度の対象とされない。
6. 医薬品副作用救済給付の対象となる健康被害の程度としては、副作用による疾病のため、入院を必要とする程度の医療でありやむをえず自宅療養を行った場合も含まれる。
7. 給付請求は、健康被害が医薬品の副作用によると判断した医師が総合機関に行わなければならない。
8. 個人輸入により入手した医薬品による副作用は、医薬品副作用被害救済制度の対象とされない。
9. 医薬品副作用被害救済制度の対象となるケースの中で、製薬企業に損害賠償責任がある場合は、「医薬品 PL センター」への相談が推奨される。
10. 医薬品 PL センターでは、製造販売元の企業と交渉するにあたって、生活者の立場で申立ての相談を受ける。
11. 医薬品 PL センターでは、裁判によって、迅速な解決に導くことを目的としている。
12. 医薬品 PL センターでは、医薬品及び医療機器に関する苦情の申立ての相談を受け付けている。

【解答】

1. × 医薬品副作用被害救済制度は、製薬企業の社会的責任に基づく公的制度として運営されている。
2. × 給付費は製造販売業者から年度ごとに納付される拠出金が充てられる。2分の1相当額が国庫補助により賄われているのは事務費。
3. ○
4. ○
5. × 対象となる。ただし、人体に直接使用されない殺菌消毒薬の場合は対象とならない。
6. ○
7. × 医師ではなく、副作用による被害者（本人又は家族）が給付請求を行う。
8. ○
9. × 医薬品副作用被害救済制度の対象とならないケースのうち、製薬企業に損害賠償責任がある場合は、「医薬品 PL センター」への相談が推奨される。
10. × 医薬品 PL センターでは、製造販売元の企業と交渉するにあたって、公平・中立な立場で申立ての相談を受ける。
11. × 医薬品 PL センターでは、裁判によらず、迅速な解決に導くことを目的としている。
12. × 医薬品及び医薬部外品に関する苦情を受け付けている。